

第5号様式（第19条、第36条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書の写し等の交付代金等
送付方法のお知らせ

- 行政文書の写し等に要する代金（以下「代金」といいます。）と郵送料（切手）をお送りください。受領確認後、行政文書の写し等を送付いたします。

①代金 10円

（内訳）

単色刷り	10円×	1枚（面）＝	10円
カラー刷り	円×	枚（面）＝	円

②郵送料（切手） 84円分（10g）定形・定形外

- 代金及び郵送料の送付方法は、次の中からお選びください。

送付方法	送付内容		注意事項
	①代金	②郵送料	
現金書留	現金	切手	○ 郵送料は、切手以外では受け取れません。
簡易書留 一般書留 ※1 普通郵便	※2 為替証書 (ゆうちょ銀行 発行の <u>普通為替</u>)	切手	○ 次の場合は、あなた様の御負担で返送いたします。 ・ 左記以外で送付された場合 ・ 代金に過不足のある場合 ※ 指定された代金を超える為替証書が送付された場合も、あなた様の御負担で返送いたしますので、御注意ください。

※1 普通郵便は、万一、郵便物が壊れたり、届かなかつたりした場合の賠償制度がありません。また、送付した確認も取れませんので、下記の送付先に届かない場合は、再度送付いただくこととなりますので、御注意ください。

※2 持参人払式の証書として扱うため、指定受取人住所氏名は、記入しないでください。

- 代金等の送付先

〒 231-8588

横浜市中区日本大通1（住所は省略できます。）

神奈川県 政策局 政策部 情報公開広聴課

電話 045-210-1111

- 照会先

神奈川県警察本部 総務部総務課 情報公開室

電話 045-211-1212

- 御送付いただく際に、次の部分を切り取って、同封願います。